

時間外労働について

Q

先月分の給料に午後 11 時までの賃金が入っていなかったので、計算の仕方が知りたい。



社労士

休日出勤の場合は、始業時間から午後 10 時までは 35% 増、午後 10 時からは深夜残業になるので 25% 増になる。つまり、時間外も含めて始業時間から午後 10 時までは 35% 増で計算し、午後 10 時以降は 60% 増の計算になる。また、休日の振り替えというものもあるので、平日に休んでいるのであれば、休日を振り替えし、平日の計算の場合の時間外は 25% 増、深夜労働 25% 増で時間外と深夜労働が重なった場合は、50% 増の計算になる。